

帰国されたお客様へ

現在、新型コロナウイルス感染症が発生しています。

本日の過去 14 日以内に『入管法に基づく入国制限対象地域[※]』に滞在歴のあるお客様におかれましては、全員に PCR 検査が実施され、検査結果が出るまで、自宅等、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で、待機いただくこととなります。

長時間のフライトなどでお疲れのところ誠に恐縮ではございますが、日本における新型コロナウイルスまん延防止のために必要な措置ですので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

※ 入管法に基づく入国制限対象地域

東アジア	中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国
東南アジア	インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア
ヨーロッパ	サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英国、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア
中東	イラン、イスラエル、トルコ、バーレーン
アフリカ	エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ
北米	米国、カナダ
中南米	エクアドル、チリ、ドミニカ共和国、パナマ、ブラジル、ボリビア
大洋州	オーストラリア、ニュージーランド

よくあるご質問

1. PCR 検査について

Q 検体採取はどのように行われますか

A お客様ののどの粘液を綿棒で採取させていただきます。

Q 検査結果が出るまでにどのくらいの時間がかかりますか

A 現在、一時的に検査対象となる方が急増しているため、1日～2日程

度待機いただく状況が続いています。(混雑の状況により、これより早いことがあります。)

Q 検査結果はどのように伝えられますか

A 結果判明までご自宅で待機される場合は、質問票にご記入いただいたメールアドレス又はお電話番号にお知らせいたします。

結果判明まで空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等にて検査結果判明をお待ちになる場合は、現地の職員からお知らせいたします。

2. ご自宅等で待機する場合について

Q 自宅で待機できる条件は何ですか

A ①症状がないこと、②公共交通機関（不特定多数が利用する鉄道、バス、タクシー、国内線の飛行機、旅客船など）を使用せずに移動できることが条件です。事前にご家族やお勤めの会社等による送迎、ご自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。

Q 遠方に自宅がある場合は、飛行機を使うことは可能ですか。

A 飛行機は公共交通機関に当てはまるため、飛行機をご利用になることはできません。

Q 民泊やウィークリーマンションなどは自宅に含まれますか

A 不特定多数の方に対して反復継続して行われるような事業の利用は、ご自宅での待機に当てはまりません。

3. ご自宅等以外で待機する場合について

Q 自分で予約したホテルに待機することは可能ですか

A 新型コロナウイルス感染症流行地域からの帰国者ではないお客様が宿泊されている可能性があり、感染症拡大のおそれがあるため、検査結果が判明するまでの間は、ご自身で確保されたホテル、旅館等の宿泊施設に移動することはできません。なお、検査結果が判明するまでに待機する間のキャンセル料については、大変恐縮ですがご自身のご負担となり

ます。

Q 空港内のスペース等で待機する場合、荷物を受け取ることは可能ですか

A 可能です。ただし、待機する場所等によりその取扱いが異なりますので、詳しくは、検疫通過後に職員にお尋ねください。

Q 検疫所長が指定した施設等とはどのようなものですか

A 空港周辺の宿泊施設などです。ただし、帰国したお時間や帰国されたお客様の人数等の状況により、ご希望に添えない場合がございます。

Q 検疫所長が指定した施設等にレンタカーで向かうことは可能ですか

A 検疫所長が指定した施設等へは、国が用意したバスを利用していただくこととしています。

4. 結果判明後について

Q 陰性の結果が判明した後は自由に行動ができるのですか

A 入国した次の日から起算して 14 日間は、事前に申告いただいたご自宅又はご自身で確保したホテル等にて待機していただきます。その際、自宅・ホテル等の待機場所からの外出や、公共交通機関（不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機、旅客船など）を使用しないでください。

Q 検疫所長が指定した施設等で待機していた場合に陰性の結果が判明した場合、公共交通機関を使用せずに自宅又は自分が確保したホテル等に向かうにはどのようにすれば良いですか

A 検疫所長が指定した施設等から、お客様が到着した空港へ向かうバスを手配しております。詳しくは、宿泊施設に常駐している厚生労働省職員にお尋ねください。